

観光課指名業者選定委員会要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、観光課所管の業務の執行に当たり、業者の適正な選定を図るため、産業労働部 指名業者選定委員会要綱第9条の規定に基づき、観光課指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（任務）

- 第2条 委員会は、観光課が行う業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）のうち埼玉県財務規則第102条の2に定める額以上の事案の契約の方法及び契約の相手方となり得る業者の選定に関し、必要な事項を審査する。
- 2 委員会は、前項に定める事案の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。
- 3 前2項の審査は、各担当の内申に基づいて行う。
- 4 第1項に規定されたものであっても埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」欄の課長の欄に記載された金額を超えるものは、別に産業労働部で設置している産業労働部指名業者選定委員会で審議するものとする。

（組織）

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	観光課長
副委員長	副課長
委員	主幹（内申を行う主幹を除く）

- 2 委員長は会務を総理し、委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代行する。

（運営）

第4条 委員会は必要の都度、委員長が召集する。

- 2 委員会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

（関係職員の出席）

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

（決定）

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

（秘密の保持）

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

（議事録）

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、

契約の相手方が決定後に議事録の情報提供を希望する者に対し、観光課において情報提供を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 委員会に提出された資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 委員会に提出された資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務・物産・民泊担当に置く。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。